

第 10 号議案

足立区プロポーザル選定委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区プロポーザル選定委員会条例

(設置)

第 1 条 プロポーザル方式により足立区（以下「区」という。）が発注する業務等を受託する事業者（以下「事業者」という。）の候補者を選定するに当たり、選定審査を適正に行うため、区長又は教育委員会（以下「区長等」という。）の附属機関として、足立区プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、候補者の選定を行う業務等ごとに設置するものとし、区長等は、委員会を設置したときは、その旨を告示する。

(定義)

第 2 条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業者の候補者の選定に当たり、公募又は指名の方法により、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた候補者の選定を行う方式をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 事業者の候補者の選定のための基準の策定及び候補者の選定に関すること。

(2) その他、プロポーザル方式の実施に必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、学識経験者、区職員その他区長等が適当と認める者のうちから、区長等が委嘱又は任命する委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、区長等が委嘱又は任命した日から候補者の選定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(複数の候補者の選定に係る委員会の設置)

第8条 区長等が必要と認めるときは、1の委員会の設置をもって、複数の業務等に係る候補者の選定を行うことができるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行われる候補者の選定について適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部

改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和
39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区プロポーザル選定委員会	日額 7 , 0 0 0 円
----------------	----------------

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区プロポーザル選定委員会	日額 7 , 0 0 0 円
----------------	----------------

（提案理由）

足立区プロポーザル選定委員会を区長等の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。